



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号外
第21号

目次

選挙管理委員会

○栃木県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月9日執行の栃木県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5(2023)年3月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

宇都宮市・上三川町選挙区	6,805,700円
足利市選挙区	6,391,400円
栃木市選挙区	6,616,600円
佐野市選挙区	6,582,300円
鹿沼市選挙区	6,116,400円
日光市選挙区	6,692,300円
小山市・野木町選挙区	6,514,500円
真岡市選挙区	6,560,500円
大田原市選挙区	6,337,100円
矢板市選挙区	6,116,000円
那須塩原市・那須町選挙区	6,364,900円
さくら市・塩谷郡選挙区	6,811,000円
那須烏山市・那珂川町選挙区	6,778,800円
下野市選挙区	8,079,600円
芳賀郡選挙区	6,062,300円
壬生町選挙区	6,597,500円